

田舎館村運送業原油価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格の高騰が事業者の経営を圧迫している中で、運送業界における燃料の価格高騰の影響が大きいことを鑑み、村内で道路運送事業等を営む事業者に対し、田舎館村運送業原油価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を、同法第4条第1項の許可を受けて行う者をいう。
- (2) 自動車運転代行業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業を青森県公安委員会の認定を受けて行う者をいう。
- (3) トラック等運送事業者 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条の貨物自動車運送事業を同法第3条第1項及び第35条第1項の許可を受けて行う者又は同法第36条第1項の届出をした者をいう。

(交付の対象)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 村内に営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）を有し、現に事業を営んでいるタクシー事業者、自動車運転代行業者又はトラック等運送事業者であること。
- (2) 今後も事業を継続する意思を有すること。
- (3) 市町村に納付すべき税金を滞納していないこと（徴収を猶予されているものは除く。）。
- (4) 暴力団（田舎館村暴力団排除条例（平成23年条例第21号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（条例第2条第4項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

2 前項に定めるもののほか、村長が特に認めた者

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、交付対象者が所有又は使用し国土交通省東北運輸局（以下「運輸局」という。）に登録している事業用自動車又は青森県公安委員会に届出している随伴用自動車又はトラック等運送業の用に供する車両の令和4年12月1日時点における台数（以下「所有台数」という。）に、3万円を乗じて得た額とする。ただし、被牽引車及び霊柩車を除く。

2 支援金の交付は、一の交付対象者につき1回限りとする。

(申請期限)

第5条 支援金の申請期限は令和5年3月20日までとする。

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、田舎館村運送業原油価格高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 田舎館村運送業原油価格高騰対策支援金交付対象車両一覧（様式第2号）
- (2) 営業所等の所在地及び交付対象事業等が確認できる書類（確定申告書、履歴事項全部証明書、開業届等の写し）
- (3) 事業の許可又は認定を受けていることを証する書類のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定めるもの
 - ア タクシー事業者 運輸局からの自動車運送事業の許可書、更新許可書又は許可申請証明願の写し
 - イ 自動車運転代行事業者 青森県公安委員会からの運転代行業の認定書の写し
 - ウ トラック等運送事業者 貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）第2条第1項に定める事業実績報告書等の写し
- (4) 所有台数が確認できる書類として、交付申請車両全ての車検証の写し
- (5) 振込先口座が確認できる書類（通帳等の写し）
- (6) 令和3年度市町村に納付すべき税金の領収書
- (7) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の適否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定による支援金の交付を決定したときは、田舎館村運送業原油価格高騰対策支援金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知し支援金を交付するものとする。

(返還)

第8条 村長は、支援金の交付の決定を受けた者が虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたと認めたときは、支援金の交付の決定を取り消し、返還を求めるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年2月28日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。